

総合点数算出基準

(趣旨)

- 1 この告示は、一般競争入札及び指名競争入札に関する基準(昭和51年告示第29号)第1第3項の規定に基づき、総合点数の算出基準を定めるものとする。

(総合点数の算出基準日)

- 2 総合点数を算出する基準日(以下「基準日」という。)は、4月1日とする。

(総合点数)

- 3 総合点数は、客観的事項の点数と主観的事項により算出した点数とを合計した点数とする。

(客観的事項)

- 4 客観的事項の点数は、競争入札に参加する者の建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23の規定による経営事項審査の建設工事の種類別総合評定値(以下「経審点数」という。)とする。

(主観的事項)

- 5 主観的事項の点数は、次の各号に掲げる項目に応じ、それぞれ当該各号に定める方法で算出した点数の合計とする。この場合において、算出した点数に小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

(1) 工事成績評定及び施工実績による点数 競争入札に参加しようとする者が、基準日の属する年の前3か年に完成した契約金額が130万円を超える工事について、1年ごとに工事成績評定点の平均値と施工実績の合計金額に応じて別表第1により算出した点数の3か年の合計値。なお、特定建設工事共同企業体(以下「JV」という。)にあっては、JVの工事成績評定点を、その構成員の工事成績評定点とし、JVの施工実績の金額に構成員ごとの出資割合を乗じて得た金額(小数点以下は四捨五入)をその構成員の施工実績の金額とする。

(2) 市内業者に対する加点 競争入札に参加しようとする者が市内に主たる営業所(建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する営業所)を有する者(以下「市内業者」という。)であり、かつ、第1希望で登録した工事種別であるときは、経審点数に100分の5を乗じて得た点数

(3) 地域貢献活動に関する加点 競争入札に参加しようとする者が、基準日の属する年の前年1月1日から12月31日までの間における活動について、別表第2の項目の

欄に応じ、同表の要件の欄の要件に該当することを明らかにする書類を提出している場合は、同表の加点欄の点数を合計した点数

- (4) 指名停止に対する減点 競争入札に参加しようとする者が基準日の前年に本市から指名停止の措置を受けた場合は、当該指名停止期間の月数にマイナス10点を乗じて得た点数。ただし、指名停止の期間が1か月未満の場合は1月とし、1か月を超えた指名停止期間に1月に満たない期間があるときは、これを切り捨てるものとする。

(順位付け)

6 順位付けは、次に定める方法によるものとする。

- (1) 総合点数の高いものから順に行うものとする。
(2) 前号の規定にかかわらず、次に掲げるものは最下位とする。

ア 新規登録業者（市内業者であって、過去3か年度の間に市内業者又は主たる営業所を市外に有し、支店、営業所等を市内に有する者（以下「準市内業者」という。）として登録されたことがないもの）

イ 準市内業者

- (3) 前号の規定により最下位に位置付けられた者の順位付けは、新規登録業者、準市内業者の順とし、その区分内においては、総合点数の高いものから順に行うものとする。ただし、これにより難しい場合は、田川市建設業者等選定委員会に諮り決定するものとする。

(順位付けの有効期間)

7 順位付けの有効期間は、基準日から基準日の属する年の翌年の3月31日までとする。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年12月1日から施行し、改正後の総合点数算出基準の規定は、令和5年度の総合点数から適用する。

別表第1（第5項関係）

| 工事成績評定点の 平均 値 施工実績の 合計金額 | 54 | 55 | 60 | 65 | 66 | 67 | 68 | 69 | 70 | 71 | 72 | 73 | 74 | 75 | 76 | 77 | 78 | 79 | 80 | 81 | 82 | 83 | 84 | 85 | 86 |
|--------------------------------------|-----|---------|---------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| | 以下 | ～ 59 | ～ 64 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 以上 |
| 100万円未満 | -5 | -5 | -2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 9 | 9 | 9 |
| 100万円以上 500万円未満 | -9 | -7 | -2 | 0 | 0 | 2 | 2 | 5 | 5 | 5 | 7 | 7 | 7 | 9 | 9 | 12 | 12 | 12 | 14 | 14 | 14 | 16 | 16 | 18 | 18 |
| 500万円以上 1,000万円未満 | -16 | -12 | -5 | 0 | 2 | 2 | 5 | 5 | 7 | 9 | 9 | 12 | 14 | 14 | 16 | 16 | 18 | 21 | 21 | 23 | 25 | 25 | 28 | 28 | 30 |
| 1,000万円以上 2,000万円未満 | -21 | -14 | -5 | 0 | 2 | 5 | 5 | 7 | 9 | 12 | 14 | 14 | 16 | 18 | 21 | 23 | 25 | 25 | 28 | 30 | 32 | 35 | 35 | 37 | 39 |
| 2,000万円以上 5,000万円未満 | -25 | -18 | -7 | 0 | 2 | 5 | 7 | 9 | 12 | 14 | 16 | 18 | 21 | 23 | 25 | 30 | 32 | 35 | 37 | 39 | 41 | 44 | 46 | 48 | 51 |
| 5,000万円以上 10,000万円未満 | -32 | -23 | -9 | 0 | 2 | 5 | 9 | 12 | 14 | 16 | 21 | 23 | 25 | 28 | 32 | 35 | 37 | 39 | 44 | 46 | 48 | 51 | 55 | 58 | 60 |
| 10,000万円以上 20,000万円未満 | -37 | -28 | -9 | 0 | 2 | 7 | 9 | 14 | 16 | 21 | 23 | 28 | 30 | 35 | 37 | 41 | 44 | 48 | 51 | 55 | 58 | 62 | 64 | 69 | 71 |
| 20,000万円以上 | -41 | -30 | -12 | 0 | 5 | 7 | 12 | 14 | 18 | 23 | 28 | 30 | 35 | 39 | 41 | 46 | 51 | 53 | 58 | 62 | 64 | 69 | 74 | 76 | 81 |

注 工事成績評定点の平均値とは、対象期間における各工事の請負金額を施工実績の合計金額で除したものに、各工事の工事成績評定点を乗じたものの総和をいう。

別表第2（第5項関係）

地域貢献活動評価項目

| 項目 | 要件 | 加点 |
|------------------------|---|----|
| 災害応援協力に関する協定 （防災協定） | 田川市災害応援協力に関する協定を本市と締結していること。 | 3点 |
| 消防団協力事業所 | 田川市消防団協力事業所表示制度実施要綱（平成25年告示第130号）に基づく認定を受けていること。 | 3点 |
| ボランティア活動 | 本市のボランティアセンターに協力企業として登録しており、基準日の属する年の前年に、本市が指定する清掃活動の実績が1回以上あること。 | 3点 |
| 障害者雇用 | 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項に規定する事業主にあつては、同条第1項に規定する法定雇用障害者数を満たしていること。 その他の事業主にあつては、障害者を1人以上雇用していること。 | 3点 |
| 子育て応援 | 福岡県子育て応援宣言企業に登録されていること。 | 3点 |
| 飲酒運転撲滅 | 福岡県飲酒運転撲滅宣言企業に登録されていること。 | 3点 |
| がん検診推進 | 福岡県働く世代をがんから守るがん検診推進事業所に登録されていること。 | 3点 |
| 人権・同和問題教育及び啓発 | 基準日の属する年の前年に、本市が実施する人権・同和問題に係る研修会等に1回以上参加していること又は事業所において本市の研修、出前講座（人権・同和問題又は男女共同参画）を1回以上実施していること。 | 3点 |